

令和2年度 第1回 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 議事録

日 時：令和2年8月5日（水） 18：00～20：00

場 所：宇部市総合福祉会館 3階 講習室

出席者：【委員】9名、【オブザーバー】4名

欠席者：1名

1 宇部市健康福祉部長挨拶

2 委員紹介

3 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置要綱について

事務局が資料2「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置要綱」について説明

設置の目的：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び基本計画の推進に関し必要な事項を調査 審議する

委員の任期：3年

委員の役割：計画策定とその後の計画の進捗状況のモニタリング

4 会長及び副会長選出

資料2「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置要綱」第4条第1項に基づき会長に岡田卓司委員、副会長に水田和江委員を選出

資料2「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置要綱」第5条第4項に基づき招聘したオブザーバー紹介。

5 議事 （仮称）宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

（1）宇部市の現状

①宇部市高齢者総合支援課による説明

②宇部市障害福祉課による説明

※資料3「成年後見制度をとりまく宇部市の状況（高齢者・障害者）」参照

会長：今、現状を伝えてもらったが、データをどう計画に使っていくかを意識してもらいたい。手帳所持者数がこれだけいるが、成年後見制度利用者数がこれだけ。なぜ利用が進んでいないのか、そういった視点になろうかと思う。資料7でも高齢者、障害者の数と実際に成年後見制度等につながっている数の解説をして施策でどのように利用されているかどうか、

そのあたりを計画に盛り込んでいるので、こういった使い方も一つ。オブザーバーで家裁にも参加してもらっては。

③宇部市社会福祉協議会による説明

《日常生活自立支援事業、法人後見について》

《お気軽☆成年後見、一口後見プロジェクトについて》

資料4「成年後見制度について（宇部市社会福祉協議会）」

資料4 - 1「お気軽☆成年後見」 資料4 - 2「一口後見人プロジェクト」参照

会長：利用促進という点で、類似する制度との関係はとても重要。日常生活自立支援事業を使っている人が成年後見に円滑に移行するためにはどうしたら良いのか。類似する制度で任意後見。例えば、家族が引き離されて嫌だという点は、任意後見であれば自分が信頼できる人にやってもらうなどできる。オブザーバーとして公証人を呼んではどうか。信託までいくとハードルが高いかもかもしれないがせめて任意後見は、計画に入れてもいいのではないかと。親子が引き離されるのが嫌だと話があったが、これは障害者特有のものといえる。逆に高齢者は誰もいないケースが多く、誰が支えるかという問題がある。利用促進計画ではどこの市町も意識していない気がするが、高齢者と障害者をわけて計画を作っていく方が良い。

事務局：オブザーバーとして家庭裁判所は都合により欠席。公証人については、検討したい。

④令和2年度 第1回宇部市インターネット市民モニターアンケート集計結果について

事務局が資料5「令和2年度第1回宇部市インターネット市民モニターアンケート集計結果」について説明

会長：資料5「令和2年度第1回宇部市インターネット市民モニターアンケート」について。ニーズ自体はあるけれど、成年後見制度について内容を理解している人が意外と少ない。制度について知らない人が多いことが課題。あとは、「お金がかかる」というところが一番大きい。実際に「利用したくない」という人もいる。あと「不正が行われないような仕組みがあること」とあり、それはすごく心配があること。

委員：多くの人はおそらく、そもそも何故成年後見が必要といわれているのかというイメージをつかみにくい。任意後見、信託の位置づけを明確にする必要がある。

会長：別の計画の委員をしたときに、わかりやすいように用語集をつけたほうが良いという意見があったので検討してはどうか。必要性については、専門職はどうしても「必要性あり」の方に傾くが、誰でもかれでも利用すれば良いというのは反対。必要性について、実際に当事者の意見を聞きたい。

副会長：勉強会など行ってきたが、最近は、「実際に自分たちの生活で使うときに非常に使い勝手が悪い」という意見があり、結局、尻すぼみになっている。一番の不安は費用と、後見人が何をしてくれるのか。昨年の中核機関に関する提言書（資料7「宇部市における中核機関の設置に関する提言書―権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のために―」）では、中核機関には広報、相談業務、家裁との連携、専門家の資質向上など様々な役割があり、専門家が多く必要ということで、市直営の中核機関の設置を提言し、市にセンターが設置されたことは非常に心強く、一歩前進。高齢者の身寄りがなくなったとき、認知症になったとき、公的にその人の自立生活をどう支えていくかという中に、成年後見センターがなくてはならない。計画には、センターの役割、関係機関との連携の説明もお願いしたい。

会長：これから利用しようと考えている人の期待と実際の後見業務とのミスマッチがあると思う。見守りやオムツの交換といった事実は後見の仕事ではないが、家族はそれらを後見人に期待している可能性がある。事実上の介護を後見人に期待されても困る。後見人がやるべきこと、やらなくて良いことをはっきりさせていく必要がある。

委員：私たち支援者が早く成年後見制度につなげたいと感じる利用者は多い。家族関係が希薄になる中、今なら本人申立てで申請できるのではという方も多いが、金銭管理、契約が上手くできなくなったということをご本人がなかなか認めようとされない。その意思決定支援をどうしていくかが非常に悩ましい。実際、そこを誰が補っているかという点、介護の事業所、特にケアマネジャーが本来の業務範囲を超えて、補っている。そこをチームでいかに本人の意思決定を大切にしながら後見制度につなげていくかが課題。

会長：高齢者の場合は、ケアマネがやるしかないという現状がある。法的な権限と責任は後見人が担う必要がある。障害者の場合は親や家族がいらっしゃるというケースもあると思うが。

委員：長期入所者が多い障害者入所施設では、40年近く過ぎると、入所契約をした親も亡くなるケースがある。もし、入所者が亡くなった時に残った財産や事務手続きをどうするのか。家族でない施設職員は特に遺産に関して関与できない。10年前くらいから危機感を感じ、入所者の何人かに成年後見制度の利用を勧めてきた。利用促進計画により、本当に進んでいくと思うと、現場としては安堵している。

会長：家族会として、家族が存在する認知症の方の中で家族が抱え込みすぎたり、後見の利用の話も話題になったりするか。

委員：ご主人が施設に入り、子どもがいないため後見制度を利用し、妻が後見人になるという方がいらした。手続きが難しく、あちこち行くよう言われ、その先々で受ける説明がわからない。ようやく弁護士にお願いをして手続きをしたけれども、「自分たちが苦勞して働いたお金なのに月々決められた範囲の中で生活しなければいけない」、旅行に行きたいと思ってもなかなか行けないといった不満を聞いた。

会長：手続きが難しいというものはある。

委員：信託制度がある。家族には家族の考え方があり、後見人によって生活費の額が変わると困る。成年後見制度は自己決定権を尊重するための制度だが、すでに本人の判断能力が低下していると推定すら限界がある。ではどうするか。元気な内にライフプランを決め、自己決定ができなくなったときにプランを託す。資産を特別なところに預け、月々指定した金額を受け取る。完全に自由な設定ができる。成年後見と信託の併用が、本人の自己決定権の尊重になる。信託制度は難しいが、自己決定権の尊重という点では避けては通れない。

会長：こういう制度もあるというものは計画に入れてもよい。その人のライフプランは大事なこと。後見は一つのメニューに過ぎない。それを使ってどうしたいのかが大事。利用促進だからといって制度を使うことが目的ではなく、後見を使うことがこの人にとって良いことであれば、使えばよいということはっきりさせないといけない。

副会長：センターの中で相談業務を行うというのは、ただ単に制度の利用を勧めるためだけでなく、本当にその人の生活にマッチするスタイルは何か、権利をどう守っていくかということ計画していくことが大事。信託制度も情報としては大事だが、市が公的機関として行う時にこれを推進するという話になると違った話になってくると思う。

委員：信託を押ししているのではなく、成年後見制度推進するにあたって使えるということ。

副会長：相談業務の中で情報提供をするような形にしては。

会長：ライフプランに合わせて上手くカスタマイズする力が相談を受けるときに必要。そのために知識を増やす。そのライフプランがあって、必要性を認識するきっかけになるかもしれない。ライフプランの中で、こういうことをしたいから、そうすると後見を使った方が良いのかという話になると思う。

委員：行政書士は任意後見に関わることが殆ど。全国的にみても行政書士が法定後見に関わっているのはわずか。地方、特に山口県では極々一部という認識。相談を受けても、平均的な費用の話をした時点で終わることがある。個人個人に合わせた相談、その人のためになるような計画を考えていくのがセンター業務として必要と感じている。

会長：ライフプランという話があったが、社会福祉士はアセスメント、プランニングをやっており、専門職の中でも弁護士と社会福祉士で違ってくる場所もあると思うが。

委員：特に社会福祉士は身内、支援者がいない方が多い。社会福祉士として事実行為をするわけではないが、身上監護として対象者が何を望んでいるのかを引き出すことは多くある。私一人で行っているのではなく、社会福祉士として福祉サービスのネットワークを持っている。保佐、補助といったある程度、本人がわかる段階での制度利用、任意後見もそうだが代理権を全て付与するのではなく、必要な部分だけを付与する、本人が不安な部分をサポートする必要があると思う。見守りではなくて、在宅生活がきちんと送れているか確認のため、週1～2回ずつ、必要な回数、必要な金額を持って訪問している。不安定な方が

ら1日何度も電話がかかってくるので対応、助言をしている。

会長：民生委員はこのような問題でどこにつなげばいいのか悩むことはないか。

委員：民生委員は専門職ではないので、相談は受けるが、制度の内容をお伝えするというのは難しい。相談先としては地域包括支援センターが多い。専門職と異なり、民生委員はつなぎ役。民生委員が相談を受けるのはお一人暮らしの方が多い。まずは日常生活自立支援事業を紹介し、次に成年後見制度に移行していくという認識。今は未婚の方も多く、今後は一人暮らしの人がどんどん増えていくと思うので、成年後見制度は大事と思う。ただ、費用がかかるというのが世間一般の考え方。

(2) 策定の手法及びスケジュールについて。

事務局が資料8「仮称「宇部市成年後見制度利用促進基本計画」の策定(案)」について説明。

委員：オンラインでの会議を検討すべき。

事務局：委員の皆さまと調整し、前向きに検討していきたい。

会長：9月にもう1回やりたいが。

事務局：開催回数、開催日程等会長と相談させていただきたい。

会長：現場で使い勝手がいい仕組みを作る意味でも、計画をしっかりとっていく必要がある。9月の開催は決定でお願いしたい。計画に盛り込んだ方がよいという視点や制度に関する疑問を8/31までに事務局へ。他の市町の計画も参考にしてほしい。

副会長：提言書(資料7「宇部市における中核機関の設置に関する提言書—権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のために—」)第3章4と5、そのあたりを計画策定に盛り込んでいけるようにしたい。

(3) その他

宇部市成年後見センター事業報告

事務局より資料9「宇部市成年後見センターの事業報告」について説明

会長：相談に来て名乗らない人がいることは、あまり介入されても嫌だと思える心理もあるのかもしれない。センターを知った経緯を聞くことが、広報啓発を行う上で大事。

委員：実際に申し立てに至った件数は。

事務局：市長申立ての件数は把握しているが、その他の申し立ては追えていない。

会長：主訴によっては追跡調査、その後の確認をセンターとして行っていく。

委員：士業間の問題だが、バランスよく専門士業が協力できるような体制が望ましいのでは。

会長：マッチングの取り組みは。

事務局：マッチング機能については、現状はできていない。

会長：センターに来た相談をどう専門職にマッチングするかは悩ましい。今後の課題。

経済的虐待など主訴で緊急性のあるケースの対応は。

事務局：経済的虐待については市長申立てで対応している。